

## 救慰金の授与に関する規程

昭和 46 年 11 月 10 日

訓令甲第 28 号

[沿革] 昭和 46 年 12 月 訓令甲第 30 号 (い)

49 年 5 月 同第 14 号 (ろ)

52 年 2 月 同第 2 号 (は)

57 年 7 月 同第 15 号 (に)

平成 2 年 3 月 同第 10 号 (ほ) 、5 月同第 15 号 (へ)

13 年 10 月 同第 44 号 (と)

18 年 12 月 同第 36 号 (ち)

22 年 10 月 同第 27 号 (り)

令和 元年 6 月 同第 20 号 (ぬ)

3 年 3 月 同第 11 号 (を) 改正

(目的)

第 1 条 この規程は、警視庁警察職員（以下「職員」という。）に対する救慰金の授与に関して必要な事項を定めることを目的とする。（ろ、は）

(救慰金の種類及び額)

第 2 条 救慰金の種類及び額は、次のとおりとする。（ろ、に、ほ、へ）

- (1) 殉職者救慰金 3,000 万円以内
- (2) 障害者救慰金 3,000 万円以内
- (3) 負傷者救慰金 120 万円以内

(救慰金の適用範囲)

第 3 条 救慰金の適用範囲は、次のとおりとする。（ろ、に、と）

- (1) 殉職者救慰金は、職員が生命、身体の危険を省みることなく職務を執行したことにより殉職した場合において、特に功労があると認められるとき、その遺族に対して授与するものとする。

- (2) 障害者救慰金は、職員が生命、身体の危険を省みることなく職務を執行したことにより負傷し、かつ、それが原因で身体に障害を残した場合において、特に功労があると認められるときに授与するものとする。
- (3) 負傷者救慰金は、次の場合に、負傷の程度等を考慮して授与するものとする。
  - ア 職員が生命、身体の危険を省みることなく職務を執行したことにより負傷した場合
  - イ 職員が職務に起因して負傷した場合において、相当と認められるとき。

(救慰金の額の決定基準)

第4条 第2条に規定する救慰金の額は、危険及び功労の度合い並びに障害の程度を考慮して、別表の基準により決定するものとする。(ろ、に、ほ、へ)

(遺族の範囲及び順位)

第5条 殉職者救慰金を受けることができる遺族は、次の各号に掲げる者であつて、職員の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。

- (1) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、職員の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫
- (5) 祖父母
- (6) 兄弟姉妹

2 殉職者救慰金を受けるべき遺族の順位は、前項各号に掲げる者の順序とし、父母については養父母を先にし、実父母を後にする。

(救慰金の上申)

第6条 所属長は、第3条各号に掲げる救慰金の適用範囲に該当する事案が発生したときは、別記様式の「救慰金上申書」により、警視總監に救慰金の上申をしなければならない。（ろ、ち、り）

（救慰金の決定）

第7条 警視總監は、前条の上申があつた場合は、第4条の規定により救慰金の額を決定し、その旨当該救慰金を受けるべき者に通知する。（ろ、り）

（救慰金の授与）

第8条 救慰金は、前条の決定後速やかに、口座振替により授与するものとする。（り）

（警務部長への委任）

第9条 この規程の実施について必要な事項は、警務部長が定めるものとする。（ろ、り）

（準用）

第10条 東京都公安委員会の援助の要求に基づき当庁に応援派遣された警察職員については、第2条から第8条までの規定を準用する。この場合において、第6条中「所属長」とあるのは、「当庁に派遣された警察職員を統括する者」と読み替えるものとする。（い、ろ、り）

## 付 則

（施行期日等）

1 この訓令は、昭和46年11月10日から施行し、救慰金については昭和45年4月1日から、見舞金については昭和46年6月15日からそれぞれ適用する。

（廃止規定）

2 特別救慰金並びに見舞金給与規程（昭和24年3月7日訓令甲第23号）及び特別救慰金給与審査委員会規程（昭和24年3月7日訓令甲第24号）は、廃止する。

以下改正附則 略

附 則（令和3年3月訓令甲第11号）

- 1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の聴聞官の指定等に関する規程等の様式（以下「改正前様式」という。）で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なおこれを使用することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、修正により難しい場合には、当分の間、改正前様式を使用することができる。

別表

救慰金の授与基準

殉職者救慰金

（単位 万円）

危険の度合い			功労の度合い		
最も高い	非常に高い	高い	抜群	顕著	多大
1,500	1,350	1,200	1,500	1,350	1,200

障害者救慰金

障害等級 ／ 区分	危険の度合い			功労の度合い		
	最も高い	非常に高い	高い	抜群	顕著	多大
第1級	1,500	1,340	1,180	1,500	1,340	1,180
第2級	1,340	1,180	1,030	1,340	1,180	1,030
第3級	1,180	1,030	890	1,180	1,030	890
第4級	1,030	890	750	1,030	890	750
第5級	890	750	630	890	750	630
第6級	750	630	505	750	630	505
第7級	630	505	390	630	505	390
第8級	505	390	300	505	390	300
第9級	390	300	225	390	300	225
第10級	300	225	160	300	225	160
第11級	225	160	100	225	160	100

第 12 級	160	100	60	160	100	60
第 13 級	100	60	45	100	60	45
第 14 級	60	45	30	60	45	30

負傷者救慰金

療養期間	基本額		功労加算
	第 3 条第 3 号アの場合	第 3 条第 3 号イの場合	
2 週間以上 1 か月未 満	18 万円以内	12 万円以内	12 万円以 内
1 か月以上 3 か月未 満	30 万円以内	20 万円以内	30 万円以 内
3 か月以上	60 万円以内	40 万円以内	60 万円以 内

別記様式

上申（      ）第      号 年      月      日			
警 視 総 監 殿			
所属長 職氏名			
救 慰 金 上 申 書			
区                      分	<input type="checkbox"/> 殉職者救慰金	<input type="checkbox"/> 障害者救慰金	<input type="checkbox"/> 負傷者救慰金
所                      属 職                      氏                      名 生年月日及び年齢	年      月      日生（      歳）		
死亡又は負傷の 年月日及び場所			
傷病名及び程度 （ 障 害 等 級 ）	（ 第      級 第      号 ）		
死 亡 又 は 負 傷 時 の 状 況			
授与される者の 住所、氏名、 生年月日及び 職員との続柄			
所 属 長 意 見			
受                      付	年      月      日	番 号	第      号

注1 □はレ印を記すこと。

2 受付欄及び番号欄は記入しないこと。